

## 1 酪農経営支援総合対策事業

我が国の酪農は、高齢化等により酪農家戸数や飼養頭数が減少し、後継牛不足も深刻化するなど生産基盤の弱体化が進行している。このため、生産者集団等が行う地域の創意工夫を活かした取組を支援し、担い手や乳用後継牛を確保していくとともに、経営の持続性の向上を図り、地域の実情に応じた酪農生産基盤の維持・強化を図るため、下表に掲げる事業を実施

### [留意点]

① この事業については、事業の内容欄のうち、(1)～(6)の6つより、一又は複数のメニューを選択して応募することができる。

また、各メニューのうち、(3)のア・イ、(5)のア～エ、(6)のア～ウのいずれかより、一又は複数の取組を選択して応募することができる。ただし、(5)のア・イは併せて応募しなければならない。

注1：(1)、(4)のメニューの中のそれぞれの取組又は項目を単独で応募することはできない。

注2：(3)のア、(5)のア及びイ、(6)のア～ウの取組の中のそれぞれの項目を単独で応募することはできない。

② 補助金予定総額：4,566,034千円

③ 実施期間：本事業の実施期間は令和3年度とする。

事業の内容	補助金の予定額	補助率
<b>(1) 中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業</b> 全国を区域として、生産者集団等がア及びイの取組を実施するのに対して支援するとともに、ウの取組を自ら実施 ア 後継牛確保のための環境整備 (ア) 後継牛確保対策の推進 後継牛の確保を図るため、構成員へ貸付け・提供するための簡易施設・装置の導入及び牛舎改修資材の共同購入 (イ) 牛舎の空きスペースの活用 増頭に必要な牛舎の空きスペースにおける簡易な整備等に係る資材の共同購入 (ウ) つなぎ牛舎の改良	(1) の事業 2,213,461千円以内	1／2以内
		1／2以内
		1／2以内

事業の内容	補助金の予定額	補助率
つなぎ牛舎の改良を図るため、牛床の延長及び既存の繋留具の改良等に係る資材の共同購入  (エ) 飼養環境の改善 後継牛の衛生的で健康・快適な飼養環境を確保するため、構成員へ貸付け・提供するための牛舎環境改善等資材・機材の共同購入  (オ) 暑熱対策の推進 暑熱の低減を図るため、構成員に対する技術指導、構成員へ貸付け・提供するための暑熱の低減関連資材・機材の共同購入  (カ) 供用期間の延長支援 a 乳用牛の供用期間の延長を図るため、削蹄及び乳房炎治療等の実施  b 乳房炎ワクチンの接種  (キ) 後継者の経営基盤の強化 構成員のうち、後継者へ貸付け・提供するための初妊牛の導入、簡易牛舎の整備、牛舎改修資材の共同購入  (ク) 乳用牛の円滑な継承及び育成牛の地域内流通の推進 地域内で生乳生産を中止する酪農家や経営規模を縮小する酪農家の乳用牛を継承した構成員及び地域内で育成牛を導入した構成員に対する奨励金の交付  (ケ) 都府県中小自家育成酪農家の生産基盤強化	1／2以内  1／2以内  定額  定額  1／2以内  定額	1頭当たり 1千円以内  1頭当たり 1千円以内  1頭当たり 50 千円以内  1頭当たり 32 千円以内  定額

事業の内容	補助金の予定額	補助率
構成員のうち、都府県の中小自家育成酪農家が雌子牛を増頭する取組に対する奨励金の交付		1頭当たり 50 千円以内
イ 育成牛の事故率低減 後継牛となる育成牛の死廃事故を低減するため、ワクチンプログラムを実施		定額 1頭 1回当たり 1 千円以内
ウ 乳用後継牛の緊急確保の推進 (ア) 乳用牛の繁殖や飼養管理等の技術的知見を集約し、啓発するための会議・セミナーの開催及び現地調査等 (イ) アの取組の円滑な推進を図るための推進指導等		定額
<u>(2) 酪農経営安定化支援ヘルパー事業</u> 都道府県を区域として、ゆとりある生産性の高い酪農経営の実現及び担い手の確保を図るために、次に掲げるア、イ及びウ ((ア) から (ク) までに限る) の取組を自ら実施し、又は酪農ヘルパー利用組合等に対し、次に掲げる取組又は項目のうち、ウの (ク) 及び (ケ) を除く一又は複数の取組又は項目への支援を実施 また、全国を区域として、次に掲げるア ((キ) に限る) 及びウ ((ケ) に限る) の取組のうち一又は複数の取組を自ら実施	(2) の事業 1,014,112 千円以内	
ア 酪農の担い手となる酪農ヘルパー人材育成支援 (ア) 酪農ヘルパーを育成するための取組 a 酪農後継者を対象とした酪農ヘルパー技術研修等に係る参加促進		1 / 2 以内 ただし、1人当たり 8 千円 / 日以内

事業の内容	補助金の予定額	補助率
b 酪農経営の新規就農を希望する酪農ヘルパーが離農を予定する酪農家の円滑な承継を図るための派遣研修等に係る参加促進	1／2以内 ただし、1人当たり8千円／日以内	
c 酪農ヘルパー要員を確保するための雇用前研修手当の交付等	1／2以内 ただし、1人当たり25千円／月以内	
d 酪農ヘルパー実践研修手当の交付等	1／2以内 ただし、1人当たり37.5千円／月以内	
e 酪農ヘルパーを対象とした資質向上のための研修会の開催等	1／2以内	
f 他団体等が開催する研修会への参加及び参加促進	1／2以内 ただし、参加促進費は1人当たり8千円／日以内	
g 酪農ヘルパー実践研修者を対象とする住宅・通勤手当の交付  (イ) 酪農ヘルパー要員の確保のための職業認知度の向上及び募集活動 a 酪農ヘルパーの職業認知度の向上及び人材確保のための教育機関への出前講座の実施 b 酪農ヘルパー要員の確保のための募集活動	定額 定額 1／2以内 ただし、募集広告の掲載並びに人材確保のためのイベン	

事業の内容	補助金の予定額	補助率
(ウ) 臨時ヘルパーの出役支援		トへの参加及び開催に要する 経費は定額
(エ) 酪農ヘルパー業務に必要な免許及び資格の取得支援		定額 ただし、1出役当たり1千円
(オ) 酪農後継者及び酪農ヘルパーの新規就農を促進するための協議会の開催、調査等		1／2以内
(カ) コントラクター等支援組織との連携による臨時ヘルパー確保のための検討会の開催等		1／2以内
(キ) 酪農ヘルパーに関心のある学生を対象としたインターンシップの実施		定額 ただし、宿泊費は学生1人 当たり6千円／泊以内
(ク) 内定者を対象とした就業前研修の実施		定額 ただし、宿泊費は内定者1 人当たり6千円／泊以内
(ケ) 特定技能外国人の活用に向けた課題整理のための会議の開催、調査及び現地採用の実施並びに特定技能外国人の生活支援を行う機関への委託		1／2以内
(コ) 酪農ヘルパー利用組合（組合員である酪農家を含む。）等を対象とした酪農ヘルパーの		1／2以内

事業の内容	補助金の予定額	補助率
定着化のためのコミュニケーションやコーチングのための研修会の実施  (サ) 酪農ヘルパーを目指す生徒又は学生への修学資金の貸与	1／2以内  ただし、1人当たり 60 千円／月以内	
イ 傷病時の利用の円滑化  傷病時（病気、事故、出産、忌引き、父母等の病気見舞いに伴う里帰り、育児サポート、研修等への参加）に酪農ヘルパーを利用した場合に、積立金の取崩しにより利用料金の負担軽減を行う互助制度の実施	負担軽減額の 1／2以内  ただし、複数の利用組合が、互助制度を統合した場合、互助制度を統合した年度の1年間に限り 2／3以内	
ウ 酪農ヘルパー利用組合の強化等  (ア) 酪農ヘルパー事業の普及・啓発、出役活動調整等のための推進協議会の開催等  (イ) 利用組合の運営改善  a コンサルタント等を活用した経営診断の受診及び指導に基づく収支改善計画の作成  b a に掲げる経営診断及び収支改善計画等を踏まえた事務の効率化  c 酪農ヘルパーの出役調整に係る事務軽減を図るための外部委託等の推進  d 酪農ヘルパーの出役調整に係る事務軽減を図るための出役調整に係る電子システムの導入及び運営  (ウ) 広域利用調整等の促進  a 広域利用調整及びコントラクター等支援組織との統合を推進するための検討会の開催	1／2以内  1／2以内  1／2以内  1／2以内  1／2以内  1／2以内  1／2以内  1／2以内  1／2以内	

事業の内容	補助金の予定額	補助率								
b 広域利用等による出役調整支援		1／2以内								
(エ) 酪農ヘルパーの傷害補償保険及び損害賠償保険の加入促進		1／2以内								
(オ) 家畜防疫対策に係る計画の作成及び防疫機器等の整備		1／2以内								
(カ) 利用料金及び専任酪農ヘルパーの給与を引き上げる利用組合に対する酪農ヘルパーの待遇改善のための奨励金の交付	定額 ただし、上限額は、利用料金の引き上げ額に応じて、専任ヘルパーの人数に下表の奨励金単価を乗じた金額									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>利用料金の 引き上げ額</th><th>奨励金単価</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3千円以上/ 人・回</td><td>30千円/月</td></tr> <tr> <td>2千円以上 3千円未満/ 人・回</td><td>20千円/月</td></tr> <tr> <td>1千円以上 2千円未満/ 人・回</td><td>10千円/月</td></tr> </tbody> </table>	利用料金の 引き上げ額	奨励金単価	3千円以上/ 人・回	30千円/月	2千円以上 3千円未満/ 人・回	20千円/月	1千円以上 2千円未満/ 人・回	10千円/月	
利用料金の 引き上げ額	奨励金単価									
3千円以上/ 人・回	30千円/月									
2千円以上 3千円未満/ 人・回	20千円/月									
1千円以上 2千円未満/ 人・回	10千円/月									
(キ) 酪農ヘルパー事業を推進するための地域独自の取組		1／2以内								

事業の内容	補助金の予定額	補助率
(ク) 事業の円滑な推進を図るための推進指導		定額
(ケ) 酪農ヘルパー推進事業		定額
a 酪農ヘルパー利用組合の組織運営体制及び利用実態等の調査、酪農ヘルパーに関するデータベースシステムの整備、研修会の開催並びに情報提供		
b 優良事例調査及び優良事例普及・啓発のための発表会の開催		定額
c 酪農ヘルパーに必要な知識及び技術を習得させるための初任者研修の実施		定額
d 中堅酪農ヘルパーの指導力向上に向けた検討会の開催		定額
e 教育機関等における講演、酪農ヘルパーの仕事を紹介するリーフレットやホームページ等の作成、各種イベントへの出展等の酪農ヘルパーの職業認知度向上に向けた取組		定額
f 人材コンサルタントを活用した酪農ヘルパーの採用及び定着の促進を図るための取組の実証		定額
g 事業の円滑な推進のための会議の開催及び指導等		定額
<u>(3) 乳用牛改良増殖推進事業</u> 乳用牛の計画的な改良・増殖の推進を図るため、全国を区域としてアの取組を実施。また、全国又は都道府県を区域として、検定組合等がイの（ア）の取組を実施するのに対して支援するとともに、イの（イ）の取組を自ら実施し、又は生産者集団等が実施するのに対して支援。	(3) の事業 437,175 千円以内	

事業の内容	補助金の予定額	補助率
ア 遺伝的能力向上対策 (ア) 乳用牛の遺伝子情報を用いたゲノミック評価の実施のために必要なサンプル収集及び検査 (イ) 乳用牛のゲノミック評価の利活用を図るための勉強会の開催 (ウ) 泌乳持続性の高い乳用牛の改良を進めるためのゲノミック評価に必要なシステムの開発 イ 飼養管理技術の向上対策 (ア) 酪農家に対して行う乳用牛の飼養管理技術の指導及びそれらに必要な分析・検査等 (イ) 飼養管理技術の指導及びそれらに必要な分析・検査等を支援するための取組	うちアの取組 217,517 千円  うちイの取組 219,658 千円	定額  定額
<u>(4) 生乳流通体制合理化推進事業</u> 生乳の流通コストの削減を図り酪農経営の収益性の改善に資するため、全国又は都道府県等を区域として、次に掲げる取組を自ら実施し、又は農協、農協連等（以下「生乳生産者団体」という。）が次に掲げる取組を実施するのに対して支援	(4) の事業 424,301 千円以内	
ア 生乳流通合理化体制整備 生乳流通コストの生産者負担を軽減するため、生乳生産者団体及び行政機関等を構成員とした協議会等において、現状の集送乳コスト構造の分析、集送乳方法の見直し、コスト低減方策、県団体の再編の考え方等を内容とする「生乳流通合理化計画」の検討・作成		定額
イ 生乳流通合理化機器リース アの「生乳流通合理化計画」に基づく、集送乳の合理化を図るための大型タンクローリー、生乳検査機器のリースによる導入	1／3以内 ただし、生乳受託販売団体又は生乳買取販売団体までの販売組織が2団体以下となる	

事業の内容	補助金の予定額	補助率
<p>ウ 生乳流通合理化機器整備 アの「生乳流通合理化計画」に基づく、集送乳の合理化を図るための既存の貯乳施設の減容化・補改修、乳代精算システムの改修等</p>		ような取組等を行う又は行っている場合は 1／2 以内  1／3 以内 ただし、生乳受託販売団体又は生乳買取販売団体までの販売組織が 2 団体以下となるような取組等を行う又は行っている場合は 1／2 以内
<p>エ 生乳需給調整機能向上機器整備 生乳生産者団体が作成する生乳の広域的な流通を図るための「生乳需給調整計画」に基づく、既存の生乳の貯蔵に係る施設の需給調整機能を向上させるために必要な補改修</p>		1／3 以内 ただし、上限 1 千万円
<p>オ 事業の推進指導 ア～エの取組の円滑な推進を図るための会議の開催、助言及び推進指導等</p>		定額
<p><u>(5) 地域の生産体制強化事業</u> 生産基盤が脆弱な地域において持続的な生乳生産体制を確保するため、全国を区域として、ア及びイの取組を自ら実施し、又は生産者集団等が実施するのに対して支援、また、生産者集団等がウの取組を実施するのに対して支援、さらに、全国を区域として、エの取組を自ら実施</p>	(5) の事業 413,730 千円以内	
ア 担い手確保推進対策	うちアの取組	

事業の内容	補助金の予定額	補助率
(ア) 担い手確保を推進するための企画検討会議の開催	23,648 千円以内	定額
(イ) マッチング促進等のための情報発信		定額
(ウ) 酪農の魅力を発信するための資料、ウェブサイト等の製作及び交流会、セミナー等の開催		定額
(エ) 研修施設の運営		定額 ただし、施設の補改修に必要な資材については、上限500千円とし、指導謝金は上限8千円／日とし、税理士等への委託費用は、1／2以内
(オ) 酪農の後継者（法人の後継経営者や管理者を含む）や新規就農者を対象として、経営マネジメントの向上を図る取組		定額
(カ) 酪農経営指導を行う者を対象とした経営指導力の向上を図るための研修会の開催		定額
(キ) これらの支援に対する企画検討会、指導等の取組		定額
イ 新事業体創出支援対策	うちイの取組 6,352 千円以内	

事業の内容	補助金の予定額	補助率
(ア) 新事業体を創出するための企画検討会議の開催		定額
(イ) 新事業体創出に向けて経営離脱農家等の実態を把握するための調査		定額
(ウ) 協業化に当たっての労務管理や経営向上セミナー等の実施		定額 ただし、経営コンサル等への委託費用は、1／2以内
(エ) これらの支援に対する企画検討会、調査、指導等の取組		定額
ウ 後継牛バンク推進対策 地域で後継牛を持続的に生産する取組（後継牛バンク）を推進するために、その元本となる初妊牛を導入	うちウの取組 80,883千円	1／2以内 ただし、初妊牛1頭当たり275千円以内
エ 広域的な乳用牛預託推進対策 乳用後継牛の広域預託を推進する団体が行う、広域預託の頭数を増加させる取組に対し奨励金を交付	うちエの取組 302,847千円	定額 預託開始時の牛の移動は預託牛1頭当たり8千円以内 預託終了時の牛の移動は預託牛1頭当たり23千円以内 ただし、以下の取組を行った場合には、当該額を加算
	ワクチン接種及び疾病	15千円以内

事業の内容	補助金の予定額	補助率	
		検査	
		代謝プロファイルテスト	3千円以内
		遺伝子検査	9千円以内
		疾病検査	8千円以内
(6) 生乳需要基盤確保事業  国産牛乳乳製品の消費の維持・定着を図るため、全国を区域として、ア、イ及びウの取組を自ら実施し、また、生産者集団等がアの（ウ）及び（エ）の取組を実施するのに対して支援	(6) の事業 63,255千円以内		
ア 生乳生産者需要確保事業  消費者に対して理解醸成活動等を行うことにより、国産牛乳乳製品の消費の維持・定着を図るため、全国を区域として次に掲げる取組を実施	うち、アの取組 25,840千円以内		
(ア) 牛乳乳製品消費の維持・定着を図るための推進会議の開催		定額	
(イ) 事業の円滑な推進を図るための会議の開催、助言及び指導等の実施		定額	
(ウ) 牛乳乳製品消費の維持・定着を図るための広報資材等の作成及び作成に対する支援		1／2以内	
(エ) 牛乳乳製品消費の維持・定着を図るための広報・宣伝活動等及び広報・宣伝活動等に対する支援		1／2以内	

事業の内容	補助金の予定額	補助率
イ 牛乳乳製品需要創出事業 牛乳乳製品の新たな利用場面の普及や価値訴求等により、国産牛乳乳製品需要の創出・定着を図るため、全国を区域として次に掲げる取組を実施	うち、イの取組 33,226千円以内	
(ア) 牛乳乳製品需要の創出・定着を図るための推進会議の開催		定額
(イ) 事業の円滑な推進を図るための会議の開催、助言及び指導等の実施		定額
(ウ) 牛乳乳製品需要の創出・定着を図るための調査研究、実証調査の実施		1／2以内
(エ) 牛乳乳製品需要の創出・定着を図るための研修会、セミナー等の実施		1／2以内
(オ) 牛乳乳製品需要の創出・定着を図るための広報資材等の作成		1／2以内
(カ) 牛乳乳製品需要の創出・定着を図るための広報・宣伝活動等の実施		1／2以内
ウ 生乳生産者牛乳乳製品需要拡大事業 生乳生産者等が製造する牛乳乳製品の需要を拡大するため、全国を区域として次に掲げる取組を実施	うち、ウの取組 4,189千円以内	
(ア) 生乳生産者等が製造する牛乳乳製品の販路拡大等のための推進会議の開催		定額
(イ) 事業の円滑な推進を図るための会議の開催、助言及び指導等の実施		定額

事業の内容	補助金の予定額	補助率
(ウ) 牛乳乳製品の高品質化、衛生管理強化等に必要な技術研修の実施等		1／2以内
(エ) 生乳生産者等が製造する牛乳乳製品の販路拡大等のための広報資材等の作成		1／2以内
(オ) 生乳生産者等が製造する牛乳乳製品の販路拡大等のための広報・宣伝活動等の実施		1／2以内